

第 8 次

小山町行政改革大綱

目 次

	頁
第1 序文	2
第2 これまでの行政改革の取り組み	3
第3 行政改革推進の基本方針	4
第4 小山町総合計画との関連性	5
第5 行政改革推進の具体的方策	6
	進行管理担当部会
I 事務事業の見直し	第一部会 6
1 事務事業の整理合理化	6
2 行政評価システムの導入	7
II 組織・機構の見直し	第二部会 7
1 時代に即応した組織・機構	7
2 審議会等の見直し	7
3 定員管理の適正化	8
4 給与の適正化	8
5 職員の意識改革と人材育成	9
III 効果的な行政運営の推進	第一部会 9
1 民間活力の活用	9
2 指定管理者制度の活用	10
3 電子自治体の推進	10
4 広域行政圏の活用	11
IV 財政運営の健全化	第二部会 11
1 効果的な財政運営	11
2 補助金等の整理合理化	12
3 税等の収納率の向上	12
4 経費節減の徹底	12
5 公営企業の経営健全化の推進	13
V 住民等との協働	第一部会 13
1 地域協働の推進	13
2 パブリックコメント制度の導入	14
3 自治基本条例の制定	14
※用語解説	15

第 1 はじめに

小山町では、行政改革の取組みとして、国の地方行政改革指針に先んじ、昭和 55 年 2 月に行政事務合理化委員会を設置し、行政改革に努めていた。その後、国の地方行政改革指針が策定されたことに伴い、昭和 60 年 10 月に職員による「^{注 1}小山町行政改革推進本部」及び住民の代表により構成された「^{注 2}小山町行政改革懇談会」を設置し、昭和 60 年度を初年度とする「第 1 次小山町行政改革大綱」を策定した。現在は、平成 21 年度を最終年度とする「^{注 3}第 7 次小山町行政改革大綱」のもと、行政改革に努めている。第 1 次小山町行政改革大綱から第 7 次小山町行政改革大綱までの間、事務事業の見直しや組織機構の簡素・効率化を図り、行政改革の積極的な推進に努めてきた。

しかしながら、本格的な少子・高齢社会を迎え、情報化、国際化の進展、生活の質や環境への関心の高まりなど社会経済情勢の変化に対応し、住民の多様なニーズに即応しつつ、活力に満ちた魅力ある地域社会を築き上げていくため、地域の総合的な行政主体である町の果たすべき役割はますます大きくなっている。

さらに、本町を取り巻く財政環境は、景気動向などから、歳入の根幹である町税が減少する一方、歳出については、義務的経費の増大など、かつてない厳しい状況となっている。その一方、国の地方分権改革の推進などから、行政需要の増加や権限の拡大とともに、地方公共団体の役割と責任が増大している。

それらを踏まえ、地方自治体が自主的・主体的に決定し、町民・企業・行政が連携・協働して「富士のふもと 人々がふれあう 心豊かなふるさと・おやま」を実現するためには、簡素で効率的な行政運営をより一層推進する必要がある。

こうしたことから、「健体康心づくり小山町」の精神に則り、住民生活の向上と町政の一層の発展を図るため、「第 8 次小山町行政改革大綱」を策定し、新しい行政改革の基本方向を定めるものである。

第2 これまでの行政改革の取り組み

本町では、昭和60年に「第1次小山町行政改革大綱」を定め、第5次行政改革大綱までは3カ年ごとに策定し、第6次行政改革大綱からはその計画期間を5カ年とし、各々の大綱に基づき、事務事業や組織機構の見直しを行ってきた。

財政面においては、限られた財源を効率的に活用するため、最少の経費で最大の効果をあげるべく効果的な行財政の運営に努めてきた。

組織面においては、昭和60年以降5度（平成元年度、平成4年度、平成12年度、平成17年度、平成20年度）にわたる機構改革を行うとともに、職員の適正配置等、簡素で効率的な執行体制の確保に努めてきた。

また、高度化、多様化する行政サービスに対し、行政事務の簡素・効率化や迅速かつ的確な窓口サービスの確立を推進するために、平成18年2月にさらに効率の良い電算システムに更新した。12の公の施設について、^{注4}指定管理者制度を導入し、事務改革を推進し、住民サービスの向上に努めてきた。

[主な行政改革]

- ・ 民間委託等の推進
- ・ 給与・定員管理の適正化
- ・ 公共施設の管理運営の合理化

第3 行政改革推進の基本方針

1 計画期間

小山町行政改革大綱による行政改革は、（※次期^{注5}集中改革プランとの整合に配慮し）平成22年度から平成26年度までの5年間とする。

2 推進体制

小山町の行政改革は、それぞれの行政分野において提言される住民の意見を踏まえながら、次の組織を中心に全職員が一体となって推進していくものとする。

- ①小山町行政改革推進本部
- ②小山町行政改革懇談会

3 推進方法

本大綱は、本町における行政改革の基本方向を定めるものなので、目標数値などの具体的事項は、各々の計画で設定するものとする。

毎年度実施状況を確認し、改革目標や実施事項を見直していくものとする。

※次期集中改革プラン 現行の集中改革プランの事業対象年度が平成21年度で終了するため、総務省から次期プランについての指示があった場合は、その都度検討し変更を加える。

第4 小山町総合計画との関連性

将来像「富士のふもと 人々のふれあう 心豊かなふるさと・おやま」

- ・基本目標1 みんなで築くわたくしたちのまち（自治・まちづくり）

町民及び地域の自主、自助を基本として、町民と行政が心をつなげてつくるまち

- ・施策の大綱1-3 創造力豊かな行政運営

まちづくりにおける行政の先導的な役割の重要性を認識し、先見性を持った創造的な地域づくりを推進するため、行政の政策企画能力や調整能力の向上を図るとともに、柔軟で合理的な推進体制の確立に努めます。

あわせて、多様化、拡大化する財政需要に対応するため、長期的な視点に立った適正な財政運営を積極的かつ着実に実施するとともに、重点施策の効果的な推進に努めます。

また、町民の生活・交流圏の拡大や地方分権の流れに対応して、広域連合等を視野に入れた市町村間の広域事業の推進に努めます。

- ・部門別計画1-3-1 行政運営

複雑、多様化する町民ニーズに適切に応え、行政と町民の連携とによるまちづくりを基本とした効率的な行政運営に努めます。

- ・部門別計画1-3-2 広域行政の推進

近隣市町村の総合的整備と地域住民の豊かな生活を確保するため、広域行政をさらに推進するとともに、広域の中で担うべき本町の役割を明らかにし、魅力ある圏域の形成に努めます。

- ・部門別計画1-3-3 財政運営

多様化、高度化しながら増大する行政需要に弾力的に対応していくため財源の安定確保や経費の節減を図り、計画的かつ合理的、効率的な行財政運営を進めます。

（小山町総合計画抜粋）

注 6
※第3次小山町総合計画は、平成22年度で終了

第5 行政改革推進の具体的方策

I 事務事業の見直し

1 事務事業の整理合理化

限られた財源の中で、新たな行政課題や社会経済情勢の変化に的確に対応していくためには、事務事業について絶えず見直しを行ない、必要性、緊急性の低い事業の廃止・縮小を進める。さらに、コスト意識を徹底する中で、最少の経費で最大の行政効果を上げるため、引き続き、事務事業の重点化及び整理合理化を進める。

(1) 事業の廃止・縮小・統合等

(具体的事項)

- ①行政関与の必要性の低下した事業、行政効果が低下している事業
- ②目標水準を達成した事業
- ③見直しにあたり外部からも意見をうかがう。

(2) 事業の効率化・重点化

(具体的事項)

- ①「小山町総合計画」の計画的推進

(3) 行政手続等の改善

(具体的事項)

- ①事務手続きの簡素合理化と利便性の向上

(4) 環境への配慮

(具体的事項)

- ①「注⁷ 小山町地球温暖化対策実行計画」の推進

2 ^{注 8} 行政評価システムの導入

行政活動を客観的な指標（尺度）を用いて評価することにより、行政の生産性と効率性の確保と向上を図り、「どれだけの仕事をしたか」ではなく「町民にどれだけの効果をもたらしたか」という視点に立った成果（^{注9}アウトカム）重視の行政運営を推進する。

（具体的事項）

- ①行政サービスの質を向上させるための事務事業評価を行う。
- ②「第4次小山町総合計画」の進行管理を兼ねる。
- ③事業を抽出して二次評価を行う。

Ⅱ 組織・機構の見直し

1 時代に即応した組織・機構

新たな行政課題や住民の多様なニーズ、地方分権に伴う市町への権限移譲等に対応するため、自己決定・自己責任のもとに自主的・主体的に政策を実施でき、柔軟性、機動性を備えた組織を構築する。

（具体的事項）

- ①組織の見直し
- ②勤務時間の見直し
- ③窓口時間の延長

2 審議会等の見直し

社会経済情勢の変化に即応しながら、委員構成及び運営方法を見直し、改革を進める。

(具体的事項)

- ① 社会経済情勢の変化により、存続する意義を失われたものの廃止
- ② 設置目的の類似した審議会等が他にあるものの統合
- ③ 「^{注10}小山町男女共同参画社会づくり行動計画」に基づき、女性委員の登用のなお一層の促進及び各年代が混在した委員構成

3 定員管理の適正化

人々の生活を安全で安心できるものとし多様な住民ニーズに即応した行政サービスの展開を図るため、これまでの定員管理の実績、今後の行政需要の動向等を勘案しつつ、「^{注11}第5次小山町定員適正化計画」を策定し、事務事業の見直し、組織・機構の簡素・効率化、民間委託等を積極的に進め、適正な定員管理に努める。

(具体的事項)

- ① 「第5次小山町定員適正化計画」(H23～27)の策定及び着実な実行
- ② 臨時職員等の活用
- ③ 定員状況の公表

4 給与の適正化

職員の給与は、住民の理解と支持が得られるものでなければならないという認識の上に立って、その適正化に努めてきたところである。今後とも、国や他の地方公共団体の職員の給与などを考慮しつつ、職員の士気の高揚にも配慮しながら、職員の給与の適正化を推進する。

(具体的事項)

- ① ^{注12}国家公務員に対する人事院の給与勧告の尊重
- ② 公務員制度改革の動向を踏まえた給与制度の適正化
- ③ 給与状況の公表
- ④ 手当の見直し

5 職員の意識改革と人材育成

地方分権改革の推進に伴い、地方公共団体の自己決定権と自己責任が拡大することに伴い、今後さらに職員の育成が必要であることから、「^{注13} 小山町職員の人材育成基本方針」を見直し、長期的視点に立った職員の能力開発等を推進する。

(具体的事項)

- ①「小山町職員の人材育成基本方針」の見直し
- ②職員研修の効果的な実施
- ③人事行政の運営状況等の公表に関する条例制定
- ④OJT (On the Job Training : 本来の仕事を通じて又は仕事に関連させつつ指導・育成すること) の充実
- ⑤人事交流の推進
- ⑥職員の人事考課制度の継続
- ⑦^{注14} 職員提案制度の一層の推進
- ⑧^{注15} 業務マニュアルの充実

Ⅲ 効果的な行政運営の推進

1 民間活力の活用

限られた組織や定員の中で、行政運営の効率化や住民サービスの向上等を図るため、民間委託等の実施が適当な事務事業については、行政責任の確保、行政サービスの維持向上に配慮しながら民間委託などの推進を図る。

(具体的事項)

- ①定型的業務（窓口業務）、臨時的業務の委託化
- ②高度な技術、技能や専門知識、資格免許等を必要とする業務の委託化
- ③NPO（特定非営利活動法人：公益実現のために活動する非営利組織のこと）設立に対する支援
- ④PFI（Private Finance Initiative：社会資本整備などの公共サービス供給を民間資本等を活用し行うこと）の活用の研究・検討
- ⑤ボランティアの組織化と活動の推進

2 指定管理者制度等の活用

効率・効果的な施設の管理運営を図るため、民間活力の活用を推進するとともにボランティア等の活用も考慮する。さらに、民間企業や各種団体やNPO法人等で管理運営できる施設については、管理運営を代行させる方向で検討する。

(具体的事項)

- ①指定管理者制度の活用
- ②民間委託の推進
- ③既存施設の有効活用

3 電子自治体の推進

行政の効率化や住民に対する行政サービスの向上を図るため、行政の情報化を計画的に推進する。さらに、高度情報通信技術の活用により、行政事務の効率化、高度化を図るとともに行政サービスの迅速かつ適時、適切な提供に努める。

(具体的事項)

- ①^{注16} オンライン利用促進計画の策定
- ②^{注17} 情報セキュリティ対策の徹底

4 広域行政圏の活用

住民の生活圏は、経済圏の拡大、都市化の進展、交通や通信などの発達に伴い行政域を越えて広がってきている。今後、広域での行政運営はさらに増えるものと予想され、関係市町村との一層の連携強化を図ることが必要である。

(具体的事項)

- ①^{注18} 御殿場市・小山町広域行政組合の継続的な事業推進
- ②^{注19} 富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議（愛称S K Y圏、静岡県・神奈川県・山梨県の頭文字から）による事業の推進
- ③^{注20} 2市1町行政懇談会、^{注21} 2市1町広域連携研究会による広域行政事務の研究及び推進
- ④^{注22} 富士山ネットワーク会議（4市2町）による広域行政の研究及び推進

IV 財政運営の健全化

1 効果的な財政運営

世界的な景気悪化に伴う歳入の減少と、少子高齢化による扶助費の増加、公共施設の再編整備等の影響により今後も厳しい財政状況が予想されるが、歳入の確保に向けた取り組みを進めるとともに、計画的な財政運営を行う。

(具体的事項)

- ①費用対効果を踏まえた上でのコスト意識の徹底
- ②^{注2,3}財務4表による財政状況の公表

2 補助金等の整理合理化

補助金等は、団体又は個人が行う事務事業に対して町が公益上必要であると認めるものであることから、社会経済情勢の変化を踏まえ、客観的な公益性と透明性の視点から不断の見直しをしていく。

(具体的事項)

- ①補助金等の新設の抑制及び統廃合の推進
- ②「^{注2,4}小山町補助金交付金等に関する見直し指針」の見直し
- ③見直しにあたり外部からも意見をうかがう。

3 税等の収納率の向上

口座振替の推進や、滞納対策強化に取り組み、税等の収納率の向上に努める。

(具体的事項)

- ①「^{注2,5}静岡地方税滞納整理機構」への協力・委託
- ②「^{注2,6}静岡県地方税一元化連絡会議」への参加・協力

4 経費節減の徹底

将来的に厳しい財政状況が予想される状況において、歳出を少しでも抑制するために、全職員がコスト意識を持ち、あらゆる経費の削減に努める。

(1) 庁費節減の徹底

(具体的事項)

- ①書類や印刷物等の減量化の推進

(2) 行政サービスと負担の公平化

(具体的事項)

- ①定期的な使用料・手数料等の見直し
- ②新たな負担を求めることが適当なものの洗い出し

5 地方公営企業の経営健全化の推進

住民生活に身近な社会資本を整備し、必要なサービスを提供する役割をおっている地方公営企業について、さらに公共の福祉を推進するため、厳しい環境の変化に対応すべく、経営改革を推進する

(具体的事項)

- ①経営基盤の安定化
- ②料金体系の見直し
- ③上下水道事業の民間委託の検討

V 住民等との協働

1 地域協働の推進

住民相互の信頼と連帯、住民としての自覚と責任に基づく住民の積極的な行政への参加を促し、行政と住民が協働したまちづくりを進めていく。

(具体的事項)

- ①^{注27}自主防災組織の充実強化
- ②ごみ減量化と環境美化運動の推進
- ③住民参加のまちづくりの具体的方策の検討
- ④「小山町男女共同参画社会づくり行動計画」の推進

2 パブリックコメント制度の導入

町民への説明責任を果たし、政策形成過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、町民参加型のまちづくりの推進に資することを目的とした^{注28}パブリックコメント制度を導入する。

(具体的事項)

- ①パブリックコメント制度実施要綱の制定・運用

3 自治基本条例（まちづくり条例）の制定

地域課題への対応やまちづくりを誰がどんな役割を担い、どのような方法で決めていくのかを文章化し、小山町の基本ルールを定めた条例を制定する。

情報の共有や町民参加・協働などの自治の基本原則、自治を担う町民、町長、行政等のそれぞれの役割と責任、情報公開、計画・審議会等への町民参加や住民投票など自治を推進する制度について定める。

(具体的事項)

- ①小山町行政の基本となる理念とルールを明示する。

用語解説

注1 小山町行政改革推進本部

小山町長と副町長をそれぞれ本部長、副本部長とし、小山町役場内の所属長以上で構成する組織。行政改革大綱の策定や、行政改革実施計画（5年間で、行政改革大綱における各所属の項目別課題の取組をまとめたもの。各年度終了後に進捗報告を行う。）の進行管理を行う。本部の下に、副町長を部会長とする第一部会と教育長を部会長とする第二部会があり、所属長以上は必ずいずれかの部会に所属し、担当案件について審議する。

注2 小山町行政改革懇談会

町政について優れた識見を有するもののうち、町長が委嘱した者で構成。設置要綱の定員は16人。現在（第8次）は10人で構成。行政改革大綱について町長から諮問を受け、答申する。

注3 第7次小山町行政改革大綱

対象年度：平成17年度～21年度（5ヶ年）、町の行政改革の根幹となる取り決めや目標をまとめたもの。第7次大綱を基に、第8次大綱を策定する。

注4 指定管理者制度

平成15年の地方自治法の改正により、地方公共団体や外郭団体に限定していた公の施設（いわゆるハコモノの施設だけでなく、道路、水道や公園等も含まれるとされている。）の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる（行政処分であり委託ではない）制度である。

各地方公共団体が定める条例に従って指定管理者候補の団体を選定し、施設を所有する地方公共団体の議会の決議を経ることで、最終的に選ばれた管理者に対し、管理運営の委任をすることができる。

管理者は民間の手法を用いて、弾力性や柔軟性のある施設の運営を行なうことが可能となり、その施設の利用に際して料金を徴収している場合は、得られた収入を地方公共団体との協定の範囲内で管理者の収入とすることができる。

（地方自治法244条）

注5 集中改革プラン

総務省は平成17年3月に示した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」により、地方公共団体に対し、当該自治体の行政改革大綱に基づき、具体的な取り組みを集中的に実施するため、

- (1) 事務・事業の再編・整理、廃止・統合、
- (2) 民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む）、
- (3) 定員管理の適正化

などを始めとした9項目を中心に、平成17年度を起点とし、概ね平成21年度までの取り組みを住民にわかりやすく明示した計画を公表するよう求めた。

これを受け、小山町でも第7次行政改革大綱のもと「小山町行政改革集中改革プラン」を策定し、行政改革に真摯に取り組んでいる。総務省は、平成22年度以降のプランについては特に示していない。

注6 第3次小山町総合計画

平成13年3月に策定され、平成13年度から22年度までの10年間を期間とした、総合的で計画的な小山町の行政運営の指針。基本構想、基本計画、実施計画から構成される。実施計画は3カ年を期間とし、毎年度進行管理を行っている。小山町の第1次総合計画は昭和60年度に策定された。平成21・22年度において、第4次小山町総合計画を策定中。

注7 小山町地球温暖化対策実行計画

平成9年の地球温暖化防止京都会議において、温室効果ガス削減に向けて世界的に取り組むことが確認され、我が国は、平成20年から平成24年までの5年間の平均的な温室効果ガスの排出量を、基準年（平成2年）に比較して6%削減することを約束した。具体的には、平成10年10月「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定され、地方自治体に対して、「温室効果ガスの排出等のための措置に関する計画」（実行計画）策定が義務づけられた。町ではこれを受け、平成13年3月に、平成17年度までを計画年度とする当該計画を策定。

現在、平成22年度までを計画期間とする、第2次実行計画を基準年度に対し6%削減目標として実施中。

注8 行政評価

行政評価とは、行政が実施している政策、施策や事務事業について、成果指標等を用いて有効性、効率性、必要性を評価することであり、行政自らが住民の視点に立って点検・評価し、その結果を次の企画立案に生かすことによって政策の質的向上を図るための行財政改革の一つ。政策評価、施策評価、事務事業評価の3つに大別される。平成8年に三重県で初めて事務事業評価が導入されて以来、全国的には事務事業評価が主流。平成10年には、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」が制定され、全国の都道府県では100%、市等では84.1%、町村では、35.6%が検討も含め行政評価に取り組んでいる。

(平成20年10月1日現在)

注9 アウトカム

前述の行政評価に関連する。成果という意味で、研究がもたらす本質的な成果のことを指す。論文や特許の数といった外形的なものではなく、実際に社会にどんな影響を与えたかを評価すべきだという考えから、注目されるようになった。

厚生労働省などが、評価のポイントをアウトカムに置く方式を平成17年から始めた。

注10 小山町男女共同参画社会づくり行動計画

我が国では、平成11年4月の「改正男女雇用機会均等法」が交付・施行され平成12年12月に、「男女共同参画基本計画」が閣議決定され、平成22年度までを見越した施策の基本的方向と、男女共同参画社会の形成を推進することとされている。町ではこれを受け、平成13年3月に、平成17年度までを計画期間とする第1次の男女共同参画社会づくり行動計画を策定し、現在は、平成18年度から平成22年度までを期間とする、第2次行動計画を実施中であり、平成22年度中に第3次の行動計画を策定する予定である。

平成32年度までに町の審議会等の女性委員の比率30%以上を主な目標としている。

注1 1 第5次小山町定員適正化計画

小山町は合併の経緯、形状、標高差、東富士演習場の存在などの特殊事情により、他市町と比較した場合、職員数が多い傾向があったため、平成2年度から平成8年度を計画期間とする第1次定員管理計画を策定し、職員数の抑制に努めていた。その後も、第2次計画（9年度～13年度）、第3次計画（13年度～17年度）、第4次計画（18年度～22年度）と、順次策定し、行政改革を推進しながら、平成21年4月1日現在では、第4次定員管理計画の目標値である「9.7%（26人）削減」に対して**14.6%（38人）**を削減し、目標値に対する達成率として**150%**という結果となった。

現在、平成23年度から27年度までを計画期間とする第5次小山町定員適正化計画を策定中である。

注1 2 国家公務員に対する人事院の給与勧告

人事院が、民間企業に勤める労働者と一般職の国家公務員の給与水準を比較検討して、双方の給与水準の格差をなくすことを目標に、給与の改定を内閣と国会に提出（勧告）することをいう。人事院は、これと同時に給与実態調査の結果などを踏まえ、国家公務員の給与や人事管理などについて必要な報告を内閣と国会に対して行うことから、これらを総じて「**人事院勧告**」と称されることが多く、一般に**人勧**（じんかん）と呼称される。地方公共団体においては、人事委員会が設置されている場合は人事委員会から勧告され、それ以外は第三者機関による勧告の手続を踏まず、直接首長から給与条例の改正提案が議会に対してなされるが、いずれの場合も人事院勧告に倣うことが多く、加えて特別職の国家公務員の給与改定についても一般職の改定内容がベースとなるため、事実上公務員の給与水準を決める役割をすることになり、また、大局的には、消費経済の動向に影響を与えることになるので政府も重要視している。

注1 3 小山町職員の人材育成基本方針

新たな時代に対応できる人材の育成と活用を図る目的で、平成13年4月に策定された。概ね5年ごとに見直しを行う方針であり、策定から10年が経とうとしている現在、見直しを検討中である。

注14 職員提案制度

小山町の発展、事務の合理化のため職員の発想、研究を生かすと共に職員士気の高揚を図ることを目的とする制度。町政運営全般にかかる企画、工夫、考案、改善等について、個人、またはグループで提案書を用いて提出する。

提出されたものは、行政改革推進本部で審査され、採用、研究、不採用、審査対象外のいずれかに決定される。採用の提案について町長は、各所属の長に実施を指示し、そのほかのものについては必要に応じて指示をする。

指示を受けた所属長は、遅滞なく処理し、処理の状況を町長に報告しなければならない。

注15 業務マニュアル

平成17年度からの組織・機構改革に備えるため、各所属において、所定の様式により各事業のマニュアルを作成し、変更があった場合はその都度直している。

注16 オンライン利用促進計画

総務省は、「世界一便利で効率的な電子行政」を標榜し、「国・地方公共団体に対する申請・届出等オンライン利用率を平成22年度までに50%以上とする」ことを目標として掲げ、平成18年7月に、各地方公共団体において申請・届出等手続のオンライン利用の促進に向けた取組の参考となるよう、「電子自治体オンライン利用促進指針」を作成し、自治体におけるオンライン利用促進計画を策定することを推進している。

注17 情報セキュリティ対策

総務省は、平成18年9月に「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を策定し、地方公共団体においても、情報セキュリティ対策の実効性確保、レベルアップを図り、特に情報漏えい事案の予防に積極的に取り組むことを求めている。

注18 御殿場市・小山町広域行政組合

昭和41年4月1日に「御殿場市・小山町厚生施設組合」が発足し、その後昭和46年に消防業務を加え、「御殿場市・小山町広域行政組合」が発足。

現在は、火葬業務、ゴミ処理、し尿処理、消防を業務とし、事務局、議会を持ち、御殿場市・小山町の住民にとって非常に大切な役目を果たしている。

注 1 9 富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議

富士箱根伊豆交流圏の市町村が、圏域の自然環境、歴史、文化等を活かし守りながら、連携して交流を進め、課題の解決に取り組むことにより、人が集まり活気あふれる圏域を形成することを目的としている。

静岡県・山梨県・神奈川県 の 3 県 3 7 市町村にて構成されており、静岡県（S）、神奈川県（K）、山梨県（Y）の頭文字を取り、S. K. Y.（スカイ）広域圏と呼んでいる。構成市町村は山梨県（8 市町村）、神奈川県（1 0 市町）、静岡県（1 9 市町）。

注 2 0 2 市 1 町行政懇談会

御殿場市、裾野市、小山町で構成され、首長・議会議長レベルで行政全般にわたり話し合う会議。

注 2 1 2 市 1 町広域連携研究会

平成 1 6 年度に 2 市 1 町行政懇談会のワーキンググループとして発足し、事務担当者レベルで各自自治体が予め用意した課題について検討する研究会

注 2 2 富士山ネットワーク会議

富士山ネットワーク会議は、世界に誇る秀麗富士を仰ぎ、まちづくりの中心に据えている静岡県側の富士山麓に広がる 4 市 1 町が、環境や観光、防災などのさまざまな分野で広域連携を図り、共通認識のもと課題解決に取り組むことにより、地域の発展に寄与することを目的に平成 2 1 年 5 月発足した。

構成市町 富士市、富士宮市、御殿場市、裾野市、小山町

注 2 3 財務 4 表（諸表）

企業が決算期になると開示情報として発行するもの。公会計においても例外ではなく、地方公共団体における公会計制度の推進により、全ての自治体に、連結ベースでの新たな財務 4 表（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）の作成・公表が求められている。

注 2 4 小山町補助金交付金等に関する見直し指針

平成 1 0 年に策定された補助金・交付金事業の適正な執行に資すること及び補助金等の削減を当面の目標とする指針。

注 2 5 静岡地方税滞納整理機構

地方税の滞納額を効率的に縮減するためには、市町と県が連携して滞納整理に当たっていくことが最も効果的であると考えられることから、徴収困難な事案の滞納整理業務を行う組織として、平成 2 0 年 1 月 5 日に設立された広域連合。

注 2 6 静岡県地方税一元化連絡会議

平成 1 8 年 7 月に静岡県及び県下全市町の税務主管局部課長を構成員として、設置された連絡会議、前述の滞納整理機構の設立はこの会議の議決事項から生まれた。現在も存続しており、滞納整理機構に移管する税目等の検討を行っている。

注 2 7 自主防災組織

小山町では、近年の予測不可能な災害に機敏に対応するため、各自治会で組織する自主防災組織をさらに強固なものとするべく、平成 1 9 年 1 1 月に「小山町自主防災組織活性化支援事業要綱」を制定し、要件を満たす自主防災組織には、被服貸与等の支援を行っている。現在、3 自治会による自主防災組織が発足し、消防署や小山町との合同訓練も実施し、有事に備えている。

注 2 8 パブリックコメント制度

町民への説明責任を果たし、政策形成過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、町民参加型のまちづくりの推進に資することを目的とするパブリックコメント制度（意見公募手続き）実施要綱・運用方針を策定中である。